

令和元年 第10回香芝市教育委員会会議(9月定例)会議録

日時 令和元年9月26日(木)
午前9時30分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美
委員 關野 英明

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長(生涯学習課長、青少年センター所長兼任) 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
市民図書館長 好川 雅章

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
- 日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(9月定例)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、3案件を上程させていただいております。慎重審議の上、原案承認・可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和元年第10回香芝市教育委員会会議(9月定例)を開会いたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、三岡委員と關野委員にお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長

では、日程に基づきまして、前回8月23日の第9回教育委員会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

まず、8月26日は、本市の代表監査委員の辞令交付式が市長室でございました。

29日は、香芝西中学校で施工されているトイレ洋式化の工事について、その進捗の確認に伺いました。今年は第1期工事ではありますが、新たに設置されたトイレは扉が半回転式となっており、狭いスペースを有効に活用するよう工夫がなされ、また照明のLED化であったり、床もドライ式で清潔感があり、清掃もし易くなっておりました。委員の皆様にも次回の学校訪問時に確認していただきたいと思えます。

また、同日は、第1回就学指導委員会がございました。委員の委嘱と夏休み中に14日間に渡り相談会を開催いただいたそのご苦勞に対しお礼を申し上げます。

9月1日は「防災の日」であることから、高山台自治会、関屋自治会による防災訓練が香芝西中学校で開催され参加をいたしました。当日は、避難訓練や消防団による一斉放水訓練、またドローンによる空中撮影などがあり、皆さん真剣に受講をされていました。当日は親子で参加された方もおられましたが、このような訓練はいざというときに大変有効な訓練であり、更には学校を会場として使用されることが多く、その時には児童や生徒も積極的に参加できるようにして参りたいと思えます。また校長会等でご報告させていただきたいと思えます。

2日の月曜日からは第4回香芝市議会が開会されました。このことに関しましては、後ほど報告させていただきます。

6日と9日は定例の校長会、園長会が開催され、運動会などの行事に対して児童・生徒の健康状況の把握や指導中の様子を細かく観察するなどに加え、いざという時の対応策も全職員が共有して素早く、適切に取り組めるよう訓辞をさせていただきました。

9月7日(土)は香芝市戦没者追悼式があり、委員の皆様にもご出席いただきました。

8日の日曜日は、ふたかみ文化センターにおいて、「少年の主張」奈良県大会が開催されました。県内の中学校より4、201作品の応募があり、事前の原稿審査で選ばれた10名の中学生、内、本市からは4名が選出され、それぞれが主張を発表してくれました。結果として、東日本大震災の経験を発表した香芝東中学校の内田さんが奈良県代表として選考され、中部・近畿ブロックに出場されます。

13日は、ICTモデル校である東中学校にタブレットを活用した授業の視察に行っていました。美術と特別支援学級での授業を参観いたしましたが、これまでにない授業の展開であったものの、もう少し工夫が必要なところもございました。今後の課題として、校長等と情報共有をさせていただいているところでもあります。

昨日25日はニコニコあいさつ運動がございまして、真美ヶ丘東小学校および真美ヶ丘東幼稚園に行っていました。

そして午後からインテックス大阪で開催されている学校・教育総合展で主にICTインフラについての講演と機器の視察に参りました。

そして、今日の第10回教育委員会議でございます。諸報告は以上でございます。只今の報告に対しまして、ご質問等はございませんか。田中委員。

田中委員

失礼します。9月9日に香芝市の園長会があったということですが、本日の議案の中にも含まれる無償化のことについて何か園長先生のほうから要望や懸念するような、何か発言があればご説明願います。

教育長

こども課長。

こども課長

失礼します。無償化については事前に個別に担当課のほうから各園に周ってござい

たので、その場での質問等はありませんでした。

教育長 田中委員。

田中委員 ありがとうございました。

教育長 ほかにございませんか。石原田委員。

石原田委員 9月13日のICTモデル校視察で若干課題が見受けられたとのことですが、もう少し具体的に説明願います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。私も同行し、授業を見させていただきました。視察したのは3年生の美術の授業と特別支援学級の授業の2本だったのですが、3年生の美術の内容につきましては、自分達で考えた商品のパッケージの絵柄を表現して、それを観賞するという取り組みを授業で見させていただきました。タブレットを使っている各生徒の様子ですが、それぞれキーボードを使ったり、ペンを使って手書き入力をしたりなどリテラシースキルはそれぞれ持っているようでした。自分達が作った意図や考えなどの表現について不十分だったのかなと思うところと、投票システムを使いその作品に対し評価するような、タブレットの利点も見せてもらったのですが、モニターに映った表示が小さく、せっかく即時性でみんなが投票している質問や評価が見つらなかったというところが今後の課題かなと思いました。以上です。

教育長 石原田委員。

石原田委員 ありがとうございました。いま仰っていただきました課題について、改善策はありますか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 授業のリフレクションといいますか、見た形の評価については私どもさせていただいて、それを学校へバックさせていただいていますので、それを活かしていただくような形です。例えば、画面をもう少し拡大して示したりですとか、ICT機器を使って表現していく力を付けていったりというところについては、後の反省会でもそんな話をさせていただいて、フィードバックさせていただいたような形です。

教育長 ありがとうございます。ほかにございますか。田中委員。

田中委員 今の石原田委員の質問に続いてお尋ねしたいのですが、現在美術の授業で使われた中身のコンテンツの部分について、これはいわゆるパッケージ的なものなのか、もしくは先生が独自で作られたものなのか、そのあたりを把握されていたら教えてください。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。児童が作成したのは画用紙に描いた商品のパッケージですが、それをロイノートという無償のプレゼンテーションソフトで順番に班で繋げて、それも見ながら投票システム、投票システムも無償のソフトでして、特段教員が作ったというものではないです。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
質問等がないようですので、日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について

教育長 案件(1)承第15号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。ただ今、提案になりました、承第15号、香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認についての提案理由を申し上げます。
本案は、香芝市議会9月定例会に提出いたしました、「香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を制定することについて」、「香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」、「令和元年度香芝市一般会計補正予算について」、「平成30年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について」の4議案に関しまして、教育に関する事務に係る部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を聴取する必要があるところでございましたが、議案調製の都合により会議を開催する暇が無かったため、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により、8月26日付で教育長による臨時代理を行いましたので、同規定により報告し、その承認を求めるものでございます。
何卒慎重ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございませんか。田中委員。

田中委員 まず、香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に関する部分ですが、お伺いしたいのは、大前提として今回政府の無償化という部分に関して、こういう条例の改正が行われていると思いますが、一概に無償化となっていますが、年齢でいいますと、いわゆる0歳児から2歳児の部分と3歳児から5歳児の部分に分かれてそれぞれ3歳児から5歳児は原則無償化である、0歳児から2歳児の部分は一部所得制限の中で無償化であるという認識で間違いないでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼します。そのとおりでございます。付け加えさせてもらいますと、0歳から2歳児に関しては市町村民税非課税世帯のみとなっています。以上です。

教育長 田中委員。

田中委員 続いて、もう少しお伺いしたいことがあるのですが、いわゆる延長保育に係る部分というのがあって、そのなかで特に幼稚園、それから認定こども園のなかで

延長保育を受ける場合、どのような形になりますか。

教育長 こども課長。

こども課長 延長保育料は無償の対象とはなっていますが、すべての方が無償となっているわけではなく、保育が必要となるということが条件ですので、まず幼稚園等の延長保育に預けていても就労を月80時間以上していることが大前提になっております。そのことに関して無償となっておりますが、まず行く施設によって変わります。一時預かりというところで、開設日数が200日未満であれば預かり保育の部分に関しては無償ですが、それに加えて200日以上開設されている私立の幼稚園、こども園の1号を利用されている方に関しましては、預かり保育のみの対象となりますが、公立幼稚園は年間を通して200日以上しておりませんので、プラスアルファ病児保育を利用された場合、認可外を利用された場合、ファミリーサポート事業を利用された方も、上限はありますが、無償の対象となっております。以上でございます。

教育長 ほかにございせんか。石原田委員。

石原田委員 1点質問があります。いただいた資料2ページ3ページに第4条の項目がありますが、そちらの第5項目目のところに、前項の規定による改正前の香芝市立認定こども園条例の規定により徴収すべき保育料についてはなお従前の例による、とあります。このように今回の改正にあたって、改正されたことが適用されるときと従前の例によって対応するときというものがありますが、その辺のあたりをもう少し分かりやすく説明願えますか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼します。従前の例による場合というのは、10月以降は保育料無償となりますが、10月以前に保育料等がかかっていた場合で、保育料等のお支払がなかった場合は以前の条例や規則を見に行くという内容となっております。

教育長 石原田委員。

石原田委員 細かい質問になりますが、おなじく3ページの2項目の部分に「児童の属する世帯が」とあります。これまでは「子ども」という表現を使って、その意味を説明されていますが、こちらで「児童」となっているのは何か特別な理由があるのか説明願います。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼します。従来より、保育所を利用されているお子さんに関しては明記がすべて「児童」となっておりました。それは国の方から保育所に関する保育料とはすべて「児童」となっていますが、幼稚園を利用されているお子さんに関しては「園児」という表記を香芝市ではおこなっておりまして、それは学校教育法の…。すみません、もう一度確認します。

教育長 暫時休憩します。

(午前9時55分 休憩開始)

(午前10時00分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。こども課長。

こども課長 休憩をとっていただきありがとうございます。名称に関しましては上位法を引用しておりますので、そのことからなっております。以上です。

教育長 この案件につきましては、議案として議会に提出させていただいた分が4議案ございます。ただいまご質問をいただいておりますのが、2ページの議案1の「香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を制定することについて」というところで、参考資料の1ページから11ページにまたがる部分につきまして、まずは整理をさせていただきたいと思っております。この部分についてご質問のある委員さん、またよろしく申し上げます。關野委員。

關野委員 これの11ページのところですが、その下のほうに「延長保育料月額表」とありますが、保育標準時間で千円とあります。現行のほうをみても保育標準時間の区分となっておりますが、これもう1つ短時間何とかというのがあったと思っておりますが、そういうものについて、延長保育料は発生しませんか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼します。保育を利用されているお子さんの延長保育料については無償の対象外となっております。

教育長 關野委員。

關野委員 私が聞いていたのは、区分で保育標準時間しか設定されていなく、短時間についてはどうなのかと申ただけです。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時02分 休憩開始)

(午前10時03分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。こども課長。

こども課長 休憩をとっていただきありがとうございます。新旧対照表となっておりますので、変更点の改正のみ載っておりますが、現行の条例のほうには保育短時間は500円と明記されています。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

なければ次の議案として「香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」参考資料のなかでは、12ページから58ページとなっておりますが、この部分につきましてご質問はございませんか。關野委員。

關野委員 23ページのところですが、第3条で「良質かつ適切な内容」というのが下線部のように変更されていますが、ここをどう解釈すればよいか教えてください。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時05分 休憩開始)
(午前10時06分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育部次長。

教育部次長 休憩をお取りいただきありがとうございます。ここにつきましては、今度給食費の軽減というのが出てきますので、その部分について適切に配慮していく必要があるということで、この部分が追加された状況です。

教育長 關野委員。

關野委員 教育とは何か違うような気がします。費用は費用、教育内容は教育内容という形になると思いますけどね。軽減について適切に配慮しないといけないという内容は気になります。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時07分 休憩開始)
(午前10時10分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育部次長。

教育部次長 ここにつきましては、経済的負担ということで、給食等の質を求めるがために金額的に過剰な負担にならないよう、そのあたりについて配慮するというので改正されているものだと思います。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
ないようですので、続きまして「令和元年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について」、参考資料の59ページから62ページでございます。この件につきまして、ご質問ご意見ございませんか。
よろしいでしょうか、続きまして「平成30年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について」、参考資料の63ページから97ページでございます。何かご質問等ございませんか。石原田委員。

石原田委員 75ページにあります、需用費について質問がございます。こちらの不用額がすこし多いようにお見受けするのですが、需用費といえどどちらかというところ足りないイメージがあるのですが、不用額が大きくなっている理由についてお聞かせ願いたいです。

教育長 小学校費の需用費、その不用額です。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。大きなものとしては光熱水費の部分です。これは毎年のことですが、学校の数が多い中、漏電や漏水などの突発的なものに対して、若干余裕を持った中でさせていただいているというものになります。

教育長 石原田委員。

石原田委員 例年に比べて、今年はどうでしょうか。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩開始)
(午前10時16分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。すいません、昨年度と比較する資料をいま手元にございませぬ。ただ、著しく今年が増えているという状況というものでもないと理解しております。以上です。

教育長 ほかにございませぬか。關野委員。

關野委員 いまの75ページの需要費のところ、消耗品とか燃料費というのはだいたい分かるのです。ずーっと項目を見ていきましたら、読んでいったらある程度の想像はつくのですが、この修繕料というのは、どういうふうな解釈すればよろしいでしょうか。これは器具とかのことですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。名のとおり、器具も含まれますし、施設や建物も含まれます。

教育長 關野委員。

關野委員 それから、それぞれの旅費というのがあると思います。この旅費については執行率が低いと思いますが、どういうものが対象で、どういう形で出ているのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。こちらの旅費は主に市の職員、私どもの旅費となります。会議、研修等々で県外に出るときに出費するわけですが、例えば県内で行われる場合はそもそも旅費が出ませぬので、予算としては取っておりますが、執行の実態としては少ないということになります。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩開始)
(午前10時21分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育部長補足。

教育部長 特に中学校費で不用額がでていることにつきましては、昨年度実施しました業務改善の加速化事業によって事務局の職員が出張することを想定して、計上していたものになります。また市費職員等の講師の旅費でございまして、今年については特に金額が多くなっているという傾向がございまして、県費職員の旅費については、県の予算で配当されているという状況でございまして、この決算書には表れないものとなります。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかに質問はございませぬか。三岡委員。

三岡委員 74ページの小学校の委託料で、修学旅行業務委託料が約2465万円、中学校のほうでも修学旅行業務委託料として5365万円ほどとなっていますが、この業務委託料の中には修学旅行全体の旅費も含めてという解釈でよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかに質問はございませんか。
ないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。原案を承認することについてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり承認いたします。

日程5(2) 香芝市立幼稚園保育料条例施行規則を廃止することについて

教育長 続きまして、案件(2)議第18号「香芝市立幼稚園保育料条例施行規則を廃止することについて」を事務局より説明をお願いします。こども課長。

こども課長 ただ今、提案になりました議第18号、「香芝市立幼稚園保育料条例施行規則を廃止することについて」につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年10月からの教育・保育無償化実施に伴い公立幼稚園の使用に際し、その使用料の徴収に関する事項について定める規則を廃止するものです。

廃止の理由としては、規則の内容が香芝市立幼稚園保育料条例の規定に基づき、必要であることを定めることを目的としておりますので、10月以降、保育料無償化で徴収がなくなることから条例を廃止するため、規則も同じく廃止を行うものです。何卒、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。田中委員。

田中委員 失礼します。いま事務局の方から質問がありましたが、これが廃止されるというのは、香芝市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に集約されるという考え方でよろしいでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 そのとおりでございます。

教育長 ほかにご質問等ございませんか。
ないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。原案を可決することについてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程5(3) 香芝市立学校給食費徴収規則の一部を改正することについて

教育長 続きまして、案件(3)議第19号「香芝市立学校給食費徴収規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。ただ今、提案になりました、議第19号、香芝市立学校給食費徴収規則の一部を改正することについての提案理由を申し上げます。

本案は、香芝市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が本年9月議会で可決され、同年10月1日より施行されることに伴い、本規則の一部を当該条例に合わせる形で改正を行うものでございます。主な改正の内容といたしましては、幼児教育、保育の無償化に伴い公立幼稚園の給食費のうち、基準を満たす児童については、副食費を免除し、主食費のみ徴収する内容の規定を設けるものでございます。何卒、慎重審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明に対し、ご意見ご質問があればお願いします。質問がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案を可決することについてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程5(4) その他

教育長 続きまして、案件(4)その他として各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 失礼します。冒頭の動静にもございました、9月議会の概要について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

去る9月2日から19日までの全18日間9月議会が行われました。上程された案件は全体で28案件ありましたが、教育委員会に関係するもので申しますと4議案、まずは教育委員の同意案件、そして幼児教育保育の無償化に伴う条例改正・制定が2議案、そして学童保育に関係する条例改正が1議案といったところでございます。また、補正予算も先ほど見ていただきましたけれども、幼児教育保育の無償化に関連するもので約4300万円、そして総合体育館の工事費用としても補正予算といたしまして4億1400万円上程させていただきました。これにつきましても原案可決いただいたところでございます。

また、平成30年度の決算につきましては、先ほどそれぞれの委員様からご質問があったような、例えば不用額に関する質問等も多く議員様から寄せていただきました。また、就学援助の額の他市町村との格差の問題ですとか、中学校給食の残食への取り組み、また学校施設の個別計画の進捗状況といったようなご質問をいただいたわけでございますが、これにつきましても原案認定いただいたところでございます。

最後に、一般質問でございますが、今回質問にたたれた議員様は7名、そのうち5名の方からは教育に関する質問が寄せられました。主なものといたしましては平野塚穴山古墳の活用、また学童保育の指定管理化後の状況、公立幼保の再編計画のこと、防災教育ですとか文化協会の設立に対する市の考え方、あるいはコミュニティースク

ールの進捗ですとか、人材確保の問題、学校給食の在り方等々、多岐に渡る内容でございまして、毎回のことではございますが、教育に対する関心の高さを表すような内容でございました。以上簡単ではございますが、9月議会の概要についてのご報告といたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等ございますか。
ないようですので、次にか報告はございますか。三岡委員。

三岡委員 失礼します。9月19日に神戸市で行われました市町村教育委員研究協議会に石原田委員と出席して参りましたので、そのご報告を少しさせていただきます。

研究分科会では、学校における働き方改革についてをテーマに京都府の向日市、大阪府の枚方市、兵庫県三田市、そして香芝市から1名ずつ計4名の教育委員でグループディスカッションを行いました。それぞれの市の規模は違いますが、教員の働き方改革について参考になった取り組みについては、ICTの導入、教員1人1人のパソコン対応、中学生にiPadでの習熟度別学習、また教頭先生の校務支援スタッフの配置、市として不登校対応のためのスクールソーシャルワーカーを各中学校に常時1名配置されている市もございました。また、小学校では登下校の見守りをシルバー人材センターに依頼している市もございました。また香芝市が先日立ち上げました働き方改革推進協議会について資料をもとにご説明したところ賞賛のお声をいただきました。4市共通の意見としては教育委員会が働き方改革を進めることは勿論重要ですが、現場の先生方の意識改革が不可欠であり、校長先生のリーダーシップとミドルリーダーの育成が大切ということで、職場で良好な人間関係を築き、お互いに早く帰れるように助け合える職場環境が必要ということになりました。個々の先生だけ、また学校だけの力は無理で、地域で子どもを育てるという考え方をもち、社会全体で取り組んでいく必要があるということに行き着きました。

普段中々他の市町村の教育委員さんとお話する機会がありませんので、今回それぞれの市の取り組みや課題を共有し合う機会ができ、大変良かったと思います。また次回このような研修会がございましたら是非参加させていただきたいと思っております。以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいま三岡委員からご報告がございましたが、委員さんのほうからこの部分を聞いておきたいということがありましたらよろしくお願ひします。田中委員。

田中委員 すいません。1点だけ今回の無償化の件に関して最後に確認だけ1つお願いしたいことがあります。さきほどの議案のなかで、学校給食の議案があったのですが、今回保育所の部分も当然のごとく無償化される中で、幼稚園と保育所では給食費の徴収の仕方が少し違っていたというようなお話を伺っております。その中で特に保育所ではおやつ代も含めまして、実質的な負担を含めてどういう形になるのかだけ、少し最後に説明をお願いします。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩開始)

(午前10時37分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。保育所の給食費につきましてですが、従来主食費のみ1000円を頂

戴していたわけですが、今回無償化に伴いまして、主食費副食費という考え方をとらせていただいております。そして主食費は月5100円を頂戴することになります。従来は主食費1000円プラス保育料という形でいただいておりますが、今度は保育料の部分が無償になってまいりますので、額的には従来を支払額よりは少なくなるわけございまして、また保護者の方に対しましては案内等をお送りする中で周知をさせていただいているところでございます。以上です。

教育長 田中委員。

田中委員 ということは実質新たな負担はないというふうに認識してよろしいということですね。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 新たな負担というよりは額的な負担はないということと捉えていただければと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の教育委員会会議は10月30日、水曜日午後2時の予定でお願いしたいと思います。

本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきましてありがとうございます。これもちまして令和元年第10回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前10時45分 閉会)